

Title	「国も狭に生ひ立ち栄え」：橘を植えひろめた人々
Sub Title	A study on tachibana found in early Japanese literature
Author	佐藤, 陽 (Satō, Yō)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2015
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.109, No.1 (2015. 12) ,p.113- 130
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	藤原茂樹教授 松村友視教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-01090001-0113

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「国も狭に生ひ立ち栄え」

―橘を植えひろめた人々―

佐藤 陽

一 タヂマモリの使命

又、天皇、三宅連等が祖、名は多遲摩毛理を以て、常世国に遣して、ときじくのかくの木実を求めしめき。故、多遲摩毛理、遂に其の国に到り、其の木実を採りて、纒八纒・矛八矛を待ち来る間に、天皇、既に崩りましき。爾くして、多遲摩毛理、纒四纒・矛四矛を分けて、大后に献り、纒四纒、矛四矛を以て、天皇の御陵の戸に献り置きて、其の木実を擎げて、叫び哭きて白さく、「常世国のとときじくのかくの木実を持ちて、参り上りて侍り」とまをして、遂に叫び哭きて死にき。其のとときじくのかくの木実は、是今の橘ぞ。（『古事記』垂仁天皇）

九十年の春二月の庚子の朔に、天皇、田道間守に命せて常世国に遣し、非時香菓を求めしめたまふ。香菓、此には箇俱能未と云
今し橘と謂ふは是なり。

九十九年の秋七月の戊午の朔に、天皇、纏向宮に崩りましぬ。時に年百四十歳なり。

冬十二月の癸卯の朔にして壬子に、菅原伏見陵に葬りまつる。

明年の春三月の辛未の朔にして壬午に、田道間守、常世国より至れり。則ち齋せる物は、非時香菓、八竿八纒なり。田道間守、是に泣ち悲歎きて曰さく、「命を天朝に受りて、遠く絶域に往り、万里に浪を踏み、遙に弱水を度る。是の常世国は、則ち神仙の祕区にして、俗の臻らむ所に非ず。是を以ちて、往来ふ間に、自づからに十年を経たり。豈期ひきや、独り峻瀾を凌ぎ、更本土に向むといふことを。然るを聖帝の神靈に頼りて、僅に還り來ること得たり。今し天皇既に崩りまし、復命すこと得ず。臣生けりと雖も、亦何の益かあらむ」とまをす。乃ち天皇の陵に向ひて叫哭きて、自ら死れり。群臣、聞きて皆涙を流す。田道間守は、是三宅連が始祖なり。(『日本書紀』垂仁天皇)

土居光知はメソポタミアの叙事詩ギルガメシュに淵源する「生命の木」伝説の流れにタヂマモリの物語を位置づけ、タヂマモリのもたらした「非時香菓」を極西の樂園の中心にあるところの「生命の木」であるとした^①。また、大林太良は土居の基本的な考えに賛意を示し、橘を「不老不死の仙薬」と表現している^②。このように「ときじくのかくの木実」或いは「非時香菓」は不老不死を得られる霊果として解するのが通説である。この理解は天皇であつてすら人間に定められた寿命以上の長命を得ることは叶わないという悲劇を語る説話のモチーフ^③の理解とも密接に関わる。

こうしたモチーフを持つ記紀の伝承にあつてタヂマモリの使命は垂仁天皇に仙境の果実を献ずることにある。だから、それを果たし得なかつたタヂマモリが悲壯な最期を迎えるのは説話上の必然ということになるが、こうした理解に若干馴染まない記述もある。それはタヂマモリを三宅連の始祖とするということである。この記述によつて物語は始祖伝承としての側面を持つが、守屋俊彦の指摘するように氏族の始祖伝承において始祖は賞賛されるべき功績を挙げるのが普通である^④。だが、タヂマモリの常世行きの目的が天皇の齢を永遠のものとすべく橘を持ち帰り献上することだけ、にあるのだとすれば、彼は使命を全うしていないことになってしまう。波濤を凌ぎ常人では行き着きたい神仙境へと往来したことは偉業であるといえるが、守屋の述べるように氏族の語る始祖伝承としては確かにある種の「物足りなさ」が残る。さらに、始祖伝承が朝廷に奉仕する氏族の職掌の由来を説くものであるという観点からタヂマモリの物語を眺めても、同様の「物足りな

さ」を覚える。この物語からは子孫である三宅連の職掌が見えないのである。或いは、始祖の功績を顕彰する氏族の傳承から死すべき人間の悲劇を語る普遍的な説話へと質が変わり、その時に割愛されたタヂマモリの働きがあったのではないか。次に挙げる『万葉集』の家持作歌は、この想像を後押しする。

かけまくもあやに恐し天皇の 神の大御代に 田道間守 常世に渡り 八矛持ち 参る出来し時 時じくの 香菓を恐くも 残したまへれ 国も狭に生ひ立ち榮え… (十八・四一一)

注意すべきは四一一における「時じくの香菓を恐くも残したまへれ」という内容が独自のものであるということだ。記紀にはタヂマモリの持ち帰った橘の後日譚は見えない。先述したように記紀において垂仁天皇がタヂマモリに常世の木実を求めさせたのは自らが仙薬として服するためであり、それ以上の意図は読みとれない。だが四一一に「残したまへれ」とあるのは、何れかの天皇（あるいは歴代の天皇）の意図によってこの果実が後の世に伝わったことを示している。そして、その結果として自らの生きる現在において「国も狭に生ひ立ち榮え」たことを家持は歌うのだ。国中所狭しと橘が繁茂したというのは自然に分布が拡がったのではあるまい。梶浦一郎によれば、陽樹的性格を持つミカン属近縁グループは、高木林へと発達せず良好な光条件の長続きする場所でなければ生きながらえない⁸⁾。したがって、例えばニッポンタチバナのような野生種の分布域はごく限られ、それらの自生地でも宮崎県の石波海岸などでは人為的なインパクトがあつて初めて植生を維持することが出来ていたという⁷⁾。古代の橘が現在のニッポンタチバナであるとは限らないが参考にはなる⁸⁾。即ち橘が「国も狭に生ひ立ち榮え」えるには人による栽培管理が不可欠であつたということだ。歌いぶりからすると「国」は天皇の統治する国土と解すべきであり、「このクニは、全国の意である」とする『全註釈』に従うのが良い。タヂマモリのもたらした橘が天皇の企図のもと広い地域に涉つて植えられたという、記紀とは異なる傳承のあつたことを四一一は示唆している。

古代において海外からの植物の普及が重大な国家事業たりえたことは『続日本紀』神龜二年（七二五）の柑子の渡来記事からうかがえる。

十一月己丑、天皇大安殿に御しまして、冬至の賀辭を受けたまふ。親王と侍臣らとは、奇翫珍贄を奉持して進る。(中

略)中務少丞従六位上佐味朝臣虫麻呂、典鑄正六位上播磨直弟兄に並に従五位下を授く。弟兄は初め甘子を齎ちて、唐国より来れり。虫麻呂先づその種を殖えて子を結べり。故にこの授有り。(『続日本紀』)

養老元年(七一七)に出発し翌二年に帰朝した遣唐使の一行に播磨直弟兄が加わっていたのだとすると、七年の歳月を要して漸く柑子が日本の地に結実したということになる。したがって、苦心を重ねて栽培に成功した佐味虫麻呂が叙爵に預かるのは理解に難くないが、最初に柑子を持ち帰った弟兄も従五位下になったのは、海外の植物のもたらされることが自国の産業・文化にとつて些事ではなかったことを示している。ここで言い添えておきたいのは、養老元年から遡る七年前にも柑子の将来のあったことだ。『僧綱補任』¹⁰和銅三年(七一〇)に「入唐学僧道顕。始持来甘子。仍令殖」とある。東野治之は道顕を大宝二年(七〇二)の遣唐使に加わったと推測している。¹¹そうすると第八次、第九次遣唐使によって将来された柑子の栽培を続けて試みたことになり、舶来の柑橘を日本に根付かせる朝廷の強い意向が窺われる。このように遣唐使のもたらした柑子の栽培が二度までも試みられたことを傍証とすると、改変を受ける以前のタチマモリの始祖伝承には、この国土に橘を根付かせるという功績譚が語られていたのだとする推測の蓋然性は強まるだろう。常世という「ある意味において、生活性を全く払底している」¹²想念の世界に赴いたタチマモリの物語ではあるが、それを作り上げた要因の一つには現実における舶来の柑橘への切なる憧憬があったはずだ。

二 三宅氏の周辺氏族

前節に述べたようにタチマモリの功績として橘の普及まで考えるのならば、その子孫もまた同様の職掌を有していなければならぬ。『新撰姓氏録』が三宅連の同祖に「橘守」を記しているのは、タチマモリの後裔が橘の植樹や保守管理に任じていたことを推測させる。橘守に関する史料は殆どないが、天平宝字六年八月「造石山院所勞劇帳」の中に「造東大寺司番上少初位上橘守金弓」という近江国犬上郡に居住していた人物が見える。¹³また、承和七年十一月には橘戸・蝮橘・橘連・伴橘連・橘守・橘の六姓が、橘朝臣と「相渉」という理由で氏の名に含まれる「橘」を「椿」に変えさせられている(『続日

本後紀』)。橘守が他の橘を含む氏族とともに改姓させられているのは、当時既にこの氏名の表す職掌が無実となつて久しかつたことを示しているが、元來は橘を栽培し守ることを職分としていたと考へて良いだろう。⁽¹⁴⁾『萬葉集』の「橘を守部の里の門田早稲刈る時過ぎぬ来じとすらしも」(十・二二五二)も橘を保守管理する集団の存在を示唆している。

また、三宅氏と地縁的な関係を持つ大生部という集団が橘との関わりを有していたことも看過できない。大生部は『日本書紀』には一箇所だけ、斉明天皇の時代に常世神なる虫を奉齋して民衆を扇動し秦河勝に打ち懲らしめられる人物の名として「大生部多」が見える(皇極天皇三年七月)。この虫は「常に橘樹に生り、或いは曼椒に生る」とされており、ここに大生部の橘、常世とのつながりを見る。大生部という氏族については、秦氏との密接な結びつきを指摘する説⁽¹⁵⁾、壬生部であるとする説⁽¹⁶⁾、多氏であるとする説⁽¹⁷⁾など諸説あるが、ここでは出石郡にも居住していたことに注目したい。即ち、天平勝宝二年(七五〇)正月八日の日付を持つ「但馬国司解」(『寧楽遺文』下七五一頁)に出石郡の「穴見郷戸主大生直山方」なる人物が見えるほか、『延喜式』神名式は出石郡の「大生部兵主神社」を載せている。現在、円山川の支流である六方川に流れ込む穴見川流域に「穴見郷戸主大生部兵主神社」(豊岡市三宅)、「有庫神社」(同市市場)、「大生部兵主神社」(同市奥野)があり、だいぶ離れて同市但東町葉王寺にも「大生部兵主神社」がある。この四社のうちの何れかが『延喜式』の大生部兵主神社ではないかとされているが、有力なのは奥野だという。⁽¹⁸⁾奥野は三宅や市場ほどではないが、タヂマモリを祀る式内社・中嶋神社(豊岡市三宅)とは目と鼻の距離である。また、同市出石町袴狭の袴狭遺跡からは「大生部」と記された木簡が出土している。⁽¹⁹⁾このように橘に関わる大生部多の同族が橘を将来したタヂマモリの縁の地に居住していたことは、三宅氏と大生部氏との密接な結びつきを示唆している。

三 三宅氏の関与する屯倉

三宅氏の同族、或いは周辺の氏族は橘とのつながりを有していた。それでは三宅氏自身には橘の栽培に関与していた徴表を見出すことが出来るだろうか。この点について本居宣長が興味深い見解を示している。

武蔵国に橘樹郡ありて、橘樹郷^{多知波奈御宅郷美也介}と並在り、由縁あることなるべし、又姓氏録に、橘守と云姓ありて、三宅連同祖とあるは、公の橘樹を守る者を、掌れる氏なるべし、此も初の由縁を以て、多遅麻毛理の子孫に、任し給へるなり（『古事記伝』）

宣長が橘守について「公の橘樹を守る者を、掌れる氏なるべし」と述べているのは、明言を避けてはいるものの屯倉において橘の栽培が行われていたことを示唆しているのだろう。この宣長の言説を踏まえているのか定かではないが、西郷信綱『古事記注釈』は屯倉における橘の栽培のあったことを推測している。西郷は宣長と同様に橘樹・御宅両郷の隣接に着目しているが、「屯倉の開拓はおもに大陸からの渡来者の技術と労力によるものであったらしい」とし、「橘樹郡の屯倉は渡来者の手で拓かれ、そしてタチバナも栽培されていたと見てほぼ誤るまい」とまで述べている。また、別の論考では『日本書紀』安閑紀に見える橘樹屯倉に三宅氏が入植していたかもしれないとしている²⁰。

ここで三宅連について確認しておこう。『新撰姓氏録』にはミヤケを名に負う氏族とその同族が散見される。

三宅連 新羅国王子天日杵命之後也。（右京諸蕃下）

三宅連 新羅国王子天日杵命之後也。（摂津国諸蕃）

糸井造 三宅連同祖。新羅国人天日槍命之後也。（大和国諸蕃）

橘守 三宅連同祖。天日杵命之後也。（左京諸蕃下）

三宅史 山田宿禰同祖。忠意之後也。（河内国諸蕃）

三宅人 大彦命男波多武日子命之後也。（摂津国皇別）

このうち、三宅史と三宅人以外はアメノヒボコを祖とする同族の関係にある。また『日本書紀』天武十三年十二月条には、百濟救援の戦役で唐の捕虜となり、新羅を経由して帰ってきた筑紫三宅連得許という人物が見える。この筑紫三宅連は『古事記』の「筑紫三家連」（神武記）と同じ氏族を指すのだろうが、『古事記』では神八井耳命を始祖とする。したがって、アメノヒボコを祖とする三宅氏とは別の系列と見なしうる。その他、若狭国遠敷郡や三方郡などの「三家人」、上野国群馬郡

の「三家」、尾張の「三宅連」など（『日本古代人名辞典』）が見えるものの、これらの氏族とアメノヒボコを祖と仰ぐ三宅連らとの関わりは定かではない。橘樹屯倉の所在した武蔵については、『本朝月令』所引『高橋氏文』逸文が景行天皇代に「武蔵国の知々夫大伴部の祖、三宅連意由」なる人物のいたことを伝えるが、アメノヒボコ後裔の三宅氏との関連は乏しい。⁽²¹⁾アメノヒボコ後裔の三宅氏のうち、摂津の三宅氏は『日本書紀』安閑天皇元年十月条の「難波屯倉」への関与が指摘されている。⁽²²⁾難波屯倉は難波津と結びつき港湾としての機能があつたとされており、天武天皇十二年十月の連賜姓（『日本書紀』）まで「三宅吉士」であり海上交通に携わっていた三宅氏がその管理・経営に当たつたものと考えられる。また、三宅連と同族の糸井造は大和国磯城郡にあつた屯倉の経営に関わつた可能性が指摘されている。⁽²³⁾

さらに、『日本書紀』安閑天皇二年五月条に見える葦浦屯倉にも三宅氏存在を推定できる。葦浦屯倉は琵琶湖に臨む現在の滋賀県守山市三宅町・草津市芦浦町周辺にあつたとされる。⁽²⁶⁾滋賀県野洲市西河原の西河原森ノ内遺跡から出土した木簡に「□□郡馬道郷□□里」と記すものがあり、その裏面に「戸主三宅連唯麻呂」という名前を見出すことが出来る。⁽²⁷⁾この「馬道郷」を『延喜式』に見える馬路石邊神社（卷十神名下近江国野洲郡）の所在する守山市吉身近辺に比定しうるならば、三宅町と極く近い場所である。したがって安閑天皇代に設置された葦浦屯倉に三宅連の関与していた可能性は強いと言えよう。馬路石邊神社はその名から陸上交通の要路に位置していたと考えられるが、野洲川の左岸という立地は琵琶湖に向かつてひらけていたことを意味する。『歴史地名大系 滋賀県の地名』によれば吉身は中世に「守山浦」と称され「野洲川を利用した守山の外港としての役割を果たした」地であるという。また、木簡の出土した森ノ内遺跡が「律令国家の水田経営の拠点となる、郡衙よりは下級の官衙的施設」であり、琵琶湖の湖上交通の便宜が重視された立地であることを勘案すれば、三宅連唯麻呂は律令期にあつて琵琶湖の水路上交通に携わつた人物ではないかと推測される。さらに、その立地から港湾施設を有していたと思しき大化以前の葦浦屯倉の管理・運営にも三宅連が当たつていたことも考えられるのである。⁽²⁸⁾

野洲郡の三宅氏がアメノヒボコを祖とする三宅氏と同族であつたと断定することは難しいが、『日本書紀』が分注に記す天日槍の辿つた足跡に「近江国吾名邑」⁽²⁹⁾（垂仁天皇三年三月）があるので、同じ琵琶湖沿岸の葦浦屯倉に関わつた野洲郡の

三宅連を撰津や大和の三宅氏と同族と見ることは出来るのではなからうか。六世紀以降、難波の堀江の開削によって発展を見せた難波津を管掌するということは、琵琶湖を経由して北陸まで視野に収めなければならなかったと高寛敏は指摘している。⁽²²⁾

以上、アメノヒボコ後裔の三宅氏が管轄した屯倉のうち、二つが港湾の機能を有していたと考えられるが、次節以降に述べるように、このことは三宅氏が橘の栽培に与っていた可能性を暗示しているように思われる。

四 港湾と橘

和田萃は上代文献や『和名類從抄』に見えるタチバナを含む地名の殆どが黒潮や対馬暖流の洗う場所、もしくは瀬戸内海沿岸に集中することを指摘し、その分布がニッポンタチバナの自生地とよく対応していると述べた。⁽²³⁾ 上代の橘は必ずしもニッポンタチバナとは言えないということに難点はあるが、和田の指摘は示唆に富む。現在日本で栽培されている柑橘類は「直達光よりもむしろ散光をいかに効率よく利用するかが大切であり」、「海岸に面した南向きのミカン園では、散光量が多く、光合成にとって好都合であることが指摘されている」という。⁽²⁴⁾ また、明治の柑橘研究者であった安部熊之輔は全国の柑橘類の産地を涉獵し、その分布が主に九州から関東までの太平洋沿岸と新潟県下越を北限とする日本海沿岸にある主要因を「黒潮のもたらす気温の関係」であるとした。⁽²⁵⁾ 黒潮や対馬暖流の洗う温暖な海沿いの地はニッポンタチバナだけではなく、柑橘全般の生育に適しているのである。上代文献において橘の栽培地を具体的に知りうる史料は限られるが、和田も注意しているように『常陸国風土記』からは行方郡と香島郡の郡家の近隣に橘が生育していたことを確認出来る。

郡家の南の門に、大き槻あり。その北の枝は、自づから垂れて地に触り、還、空中に聳えき。その地に、昔、水の沢あり。今も霖雨に遇はば、庁の庭に湿漑れり。郡の側の居邑に、橘の樹生ふ。(行方郡)

その社の南に、郡家あり。北は沼尾の池なり。古老の曰へらく、神世に、天より流れ来し水沼なり。生へる蓮根は、気

味太く異にして、甘きこと他所に絶れたり。病める者、この沼の蓮を食らばば、早く差えて験あり。鮒・鯉多に住めり。前に郡の置かれし所にして、多に橘を蒔う。その実味し。(香島郡)

行方郡の場合は「橘樹生之」とあり自生していた可能性もあるが、香島郡の場合は「多蒔橘」とあって播種により繁殖していたことが明確である。ただ行方郡でも生育していたのは郡の側の「居邑」であるため、橘は栽培されていたものである可能性が高い。これらの場所については、行方郡の郡家は行方市行方にあつたとする説が有力である(新編)。行方の地は現在少し内陸に入りこんではいるが霞ヶ浦に面している。また沼尾は現在も鹿嶋市沼尾の遺称地があり、北浦に西面する。このように『常陸国風土記』に記される二箇所の橘の栽培地はともに霞ヶ浦沿岸にあつた。なお付言しておきたいのは『和名抄』に茨城郡立花郷の見えることである。立花郷は現在の行方市羽生・沖洲・八木蒔と小美玉市倉敷一帯に比定されている。⁽³⁷⁾霞ヶ浦(北浦含む)沿岸の二箇所で橘が植えられていたことを思うと、ここにも同様に橘の栽培されていた可能性が認められる。

以上のように、上代文献のタチバナ地名が黒潮や対馬暖流の洗う場所に分布し、古代霞ヶ浦沿岸における実際の栽培を認めることができること、そして明治期には太平洋や日本海の沿岸に多く柑橘類の栽培されていたことを考え合わせると、古代においても黒潮や対馬暖流のもたらす温暖な気候が海辺に橘を育てていたという推測が成り立つ。例えば『延喜式』に見える「花橘子」(『延喜式』大膳下 諸国貢進菓子)や「橘子」(同)、「橘皮」(同典葉寮 諸国進年料雜葉)の産地が摂津・河内・大和・伊勢・駿河・相模であるのは、橘がもつぱら黒潮の流れる太平洋沿岸で栽培されていたことを示しているのではない。⁽³⁸⁾

ただし、なお他例を検討してゆくと『萬葉集』に見る琵琶湖畔の橘や『日本書紀』の餌香市の橘のように、海岸沿いではない場所にも橘のあつたことに気付く。まず琵琶湖沿岸の橘について、その場所を確認しよう。

近江の海泊まり八十あり八十島の島の崎々あり立てる花橘を上枝にもち引き掛け申つ枝にいかるが掛け下枝にひめを掛け汝が母を取らくを知らに汝が父を取らくを知らにいそび居るよいかるがとひめと(十三・三三三三九)

ここでは近江の海の風景を歌う冒頭に着目する。船泊まりが八十あるというのは定型的な表現であり、卷三・二七三や卷七・一一六九に同様の表現を見る。無論、八十を実数と考える必要はない。また、「ひめ」は冬鳥で夏に咲く橘の花と季節が合わないという指摘（曾倉岑『全注』）もある。したがって、三三三九が当時の琵琶湖畔の光景を正しく伝えていたとは言えないが、ある程度実情を反映してはいよう。ただ「泊まり」と「島」、「崎々」との関係が少し分かりづらいのが問題である。澤瀉『注釈』や『全注』は港と島、そして崎とを近接したものと考えているようだ。また、窪田『評釈』はより具体的に、「泊」は陸の湾入したところを指し、その湾の両端の陸が「島」というのに最も適した地形であるとする。一方、『全訳注』は「近江の海には多くの湊がある。同じく多くある島々の崎々に立ちつづいている花橘に」と訳しており、「湊」と「島々の崎々」とを別の場所として理解する。だが、舟航に際し「島」や「崎」が目当てとなり、また船泊の場所になっていることからすると、「泊まり」と「島の崎々」とを切り離して考えるべきではない。

照る月を雲な隠しそ島陰に我が舟泊てむ泊まり知らずも（『萬葉集』九・一七一九）

…かけまくもゆゆし恐し住吉の現人神船舳にうしはきたまひ着きたまはむ島の崎々寄りたまはむ磯の崎々荒き波風にあはせず…（六・一〇二〇／一〇二一）

一七一九の「島陰」は停泊に適した入江などを指す（新編）。また一〇二〇／一〇二一の「島の崎々」が船泊まりの場所として描かれているところから、三三三九においても「島の崎々」に「泊まり」があるか、或いは少なくとも両者が近接した場所にあるということが言えよう。つまり、琵琶湖沿岸に数多くある船泊まりには、橘が植えられていた⁽⁹⁾ということを三三三九は歌っているのである。先述したようにこれをありのままの事実として受け取るべきではないが、琵琶湖畔の舟がかりに橘という植物が深く印象されていたのは間違いない。なお、曾倉『全注』の指摘するように「八十島の島の崎々」という視線は水上にある人のものである。港津の橘が水上から見つめられていたことに留意しておきたい。

次に河内の餌香市について歴史学の知見をもとに考えてみよう。『日本書紀』雄略天皇十三年三月条によれば、狹穂彦の玄孫の菡田根命が采女の山辺小島子を奸したので天皇は馬八匹・大刀八口をもって罪を赦わせたが、なお菡田根命が不遜な

歌を歌ったために「齒田根命をして、資材を露に餌香市の辺の橘の本の土に置かしめ」たという。餌香市は大和川と石川の合流点にあった国府の付近に存したものとされており、和田萃によれば大津道と東高野街道が交差する現在の藤井寺市惣社二丁目付近のチマタに餌香市が立ったのではないかという⁴¹。ただし、交通という観点からは大和川と石川の合流点に位置していたことも看過できない。直木孝次郎はこの二つの河川の合流点付近に飛鳥の都の外港の存したことを想定している⁴²。石川の左岸、現在の和和川のすぐ南に残る「船橋」という大字名は、国府と密接な繋がりを持つ河港の存在を示唆する⁴³。国府と内陸水運との関連性は山城国府や摂津国府、和泉国府などでも指摘されており、正確な場所はさておき、河内国府のすぐ近くに河港の存したことは認められよう。さらに、内陸水運は市とも濃厚な関連を持つ場合がある。

推古紀十六年八月に隋使裴世清を椿市のチマタで迎えたのは、一行が舟運を利用したからという説が岸俊男によって提出されている⁴⁴。隋使の一行は難波から大和川を溯って額田部（大和郡山市）の付近で初瀬川に入って海石榴市に上陸、そこから騎馬で上つ道を進んで小墾田宮に至ったのだというのである。また、同十八年十月、新羅と任那の使を阿斗河辺館に安置した翌日に拜朝させたのは、大和川から合流する寺川を舟で溯り田原本町坂手に比定される阿斗に辿り着いたのだとも推測している⁴⁵。この説によれば海石榴市に河港があったということになる。また、阿斗河辺館は「阿斗桑市」の中にあり（敏達天皇十二年是歳）、使者の泊った阿斗の河港にも市が隣接していたと考えられよう。海石榴市、阿斗両方ともに大和川、河内湖⁴⁷によって難波津に結ばれる港であった⁴⁸。難波から大和への大道（推古天皇二十一年十一月）が整備される以前、この二つの港には海外や西国から人々や物品が集まり、市をなしていたのであろう。したがって、大和川と石川の合流点の港と餌香市との間にも密接な結びつきを想定することができるものと考ええる。餌香市の橘もまた、港に近接する場所に植えられていたのである。

五 港津を拠点とした橘の栽培

前節に見た近江・琵琶湖沿岸と河内の大和川・石川の合流点付近の橘はいずれも港津の近くに植えられていたが、上代文

献には他にも港津と橘の結びつきを思わせるものがある。例えば『続日本紀』宝龜九年（七七八）十月条には、遣唐使の第三の船が揚州からの帰路において逆風に遭いつつも「肥前国松浦郡橘浦」に至ったことが見える。江南から南路を取って帰着する港の一つとして橘浦があったのだろう。橘浦は現在の五島市玉之浦町であるとも南松浦郡新上五島町三日ノ浦郷であるともされるが確実な比定地はない。古代の橘浦がどこであったかはさておき、その名からすれば大陸、特に江南からの玄関口であったと思しき「橘浦」には橘が印象的な樹木としてあったのではないか。

また、『古事記』には黄泉国から帰ったイザナキの禊ぎの場所として「竺紫日向之橘小門之阿波岐原」が出てくる。『日本書紀』神代上第五段一書第六には「筑紫日向小戸橘之憶原」、第十には「橘之小門」とある。これらの「橘」は単なる地名ではない。西郷『古事記注釈』が「日向」とか「橘」とか光明や生命を象徴するたたえ言葉をつらねた神話上の名」というように神話上の美称であり、橘という名は実体を喚起するはずである。ヲドについては諸説あり、小さな河口とする説⁵¹、小さな瀬戸とする説⁵²、小さな港とする説⁵³などがある。紀の一書第十においてイザナキが潮の速い「栗門」と「速吸名門」とを避けて「橘之小門」を選んだことからすると、橘の小戸は瀬戸ではなく小さな川の河口付近とするのが良い。問題は記紀神話が橘の小門を港として想像していたかどうかだが、『日本書紀』神代下第十段一書第四では「橘之小戸」に海神の乗る「駿馬」たる鰐が訪れる。異界の存在が寄り来る場としての「橘之小門」は現実における港の機能に相似している。⁵⁴『古事記』において禊ぎの場に「衝立船戸神」の生成したことが、この考えの妥当であることを証しているだろう。⁵⁵したがって、神話の中の地名ではあるが橘の小門もまた港と橘の関わりを示す一例たりうる。

以上のように古代の橘は港や船の寄りつく場所に印象深い植物であった。ここまでに触れた橘にニッポンタチバナのような自生種の含まれている可能性は否定できないが、橘と港津との結びつきから推測されるのは、中国江南や南方から伝播してきた橘が日本においても専ら海運によって広められたのではないかということだ。例として挙げたのは琵琶湖の「泊まり」であり河内の川港であったが、河内国府近くの河港は難波津と大和を結ぶ大和川水運の要衝であった。また、琵琶湖も淀川水運によって概ね難波津と結ばれていた。⁵⁶

橘が船によって運ばれ港の近くに植えられた場合の多かつたであろうこと、そして遠祖による橘の渡来伝承を保持してきた三宅氏が主に港湾の機能を有する屯倉を管轄していたこと、さらに三宅氏の同族に橘守氏のいたことなどを総合すると、以下のようなことが言える。即ち、いつの時代にか橘を将来した人物乃至集団の後裔である三宅氏やその周辺氏族が安閑朝の頃から各地の屯倉を拠点とし、水上運輸によって橘を広めていったのではないかということである。

六 果実を頒布する神

記紀には伝えられなかったタヂマモリの使命があつたのではないかという疑問に端を発して、実際に橘がどのようにして普及していったのかを能う限り具体的に考えてみた。考察を通じ浮かび上がってきたのは、天皇の命を受けて常世から橘を将来したタヂマモリの末裔が屯倉を中心として橘を植え広めていったということであつた。それは謂わば国家事業としての側面を持つと言えるが、以下に見るように神話や伝承では果樹を植え広めてゆくのは神の所業として語られる。

一書に曰く、素戔嗚尊の曰はく、「韓郷の島は、是、金銀有り。若使吾が児の御らす国に、浮宝有らずは、是佳からじ」とのたまふ。乃ち鬚髯を抜き散ちたまへば、杉に成る。又胸毛を抜き散ちたまへば、是檜に成る。尻毛は是椀に成る。眉毛は是櫟樟に成る。已にして其の用ゐるべきを定めたまひて、乃ち称へて曰はく、「杉と櫟樟と、此の両樹は、以ちて浮宝にすべし。檜は、以ちて瑞宮の材にすべし。椀は、以ちて顕見蒼生の奥津棄戸に將ち臥さむ具にすべし。夫れ噉ふべき八十木種は、皆能く播き生しつ（夫須噉八十木種、皆能播生）」とのたまふ。時に素戔嗚尊の子、号けて五十猛命と曰す。妹は大屋津姫命。次に爪津姫命。凡て此の三神も能く木種を分布す。即ち紀伊国に渡し奉る。然して後に素戔嗚尊、熊成峰に居しまして、遂に根国に入りたまふ。（『日本書紀』神代上第八段一書第五）

端鹿里。土は下の上。右、端鹿と号くるは、昔、神、諸の村に菓子を班ちたまひしに、この村に至りて足らず。故れ、仍りて云りたまひしく、「間なる哉」とのりたまひき。故れ、端鹿と号く。今にその神在す。この村、有今に至るまで、山の

木に菓子なし。真木・榎・粉生み。(『播磨国風土記』賀毛郡)

第一例において「噉ふべき八十木種」を播いていった主体は少し分かりにくい。五十猛神と共に木種を分布した「大屋津姫命」は「大きな家屋の女神」(新編)であり、「杵津姫命」のツマは「檜乃婦手乎」(『万葉集』一・五〇)、「真木乃都麻手乎」(同)のツマデのツマと同じで、簡単に製材した木のことを指す。この三神は杉・檜・椴・榿樟の種を播いたと考えるべきであり、「噉ふべき八十木種」を播いたのは素戔嗚尊であろう。大宜津比売神を殺し蚕・稲種・粟・小豆・麦・大豆の生成のきっかけを作ったこの神には豊饒神としての側面がある(『古事記』)。

これらの伝承の発想される背景には古代の人々が果樹の豊かな実りに神意を見たことがあったのだろうが、神が奇瑞を生じさせるのでなく、木種を植えたり、果実を配って歩いたりしているのが興味深い⁵⁷⁾。或いは神に扮した人物が木種を携えて豊かな実りを予祝するといったような祭式のあったことを考えてみても良いのかもしれない。松前健は「この神(筆者注第一例の素戔嗚尊)は、琉球の二色人^{ニイルビト}やマヤの神が、ニライ、ニルヤ、儀来、マヤの国などという、海上の楽土から舟に乗り来訪するように、やはり海の果の根の国から舟に乗り、豊饒をもたらすマレビトであったのである⁵⁸⁾」と述べている。

神が共同体に木種をもたらし豊かな実りを予祝するのと同様、神ながらの存在である天皇もまた常世に産する貴重な果実を普及させることによって国を富ましめたのである。水運によって国土に橘を植え広めようという企ては、右に見たような海を越えて果樹をもたらす神々の業と遙かに繋がっているように思われる。

註

(1) 土居光知「比較文学と『万葉集』」(土居光知著作集第二巻『古代伝説と文学』1977・4岩波書店)

- (2) 大林太良「田道間守と武内宿祢」(『東アジアの古代文化』50 1987・1)
- (3) このような理解を示すものは他に、三品彰英「アメノヒボコ帰化年代考」(三品彰英論文集第四卷『増補日鮮神話伝説の研究』1972・4 平凡社)、西郷信綱「古事記注釈」、三浦佑之「神仙譚の展開―蓬萊山から常世国へ」(『文学』9(1)2008・1)などがある。
- (4) 吉田敦彦「田道間守と時じくの香の木の实」(『豊饒と不死の神話』1990・11 青土社)
- (5) 守屋俊彦「多遲摩毛理の物語」(『日本古代の伝承文学』1993・2 和泉書院)
- (6) 梶浦一郎「朝日百科植物の世界」第三卷1997・10 朝日新聞社
- (7) 武内和彦・梶浦一郎・大黒和哉「野生果樹遺伝資源の現地保存と自生地植生管理」(『造園雑誌』52(5)1989・3)、平井正志・光江修一・喜多景治・梶浦一郎「日本におけるタチバナの分布とアインザイム分析」(『園藝学会雑誌』59(1)1990・6)
- (8) 上代文献の橘については、ダイダイとする説(田中長三郎「柑橘種類の一般(上)」『柑橘の研究』1933・3 養賢堂)、コミカンの類とする説(松田修『萬葉植物新考』1934・5 春陽堂、牧野富太郎「ミカン」『植物知識』1981・2 講談社学術文庫)などあるが、「タチバナ(橘)は、古代において、小形の寛皮性のミカンの総称にも用いられた」(小林章「日本の原始・古代社会と果物の利用」『文化と果物』1990・5 養賢堂)とする見方もある。例えば「菓子の長上」(『続日本紀』天平八年十一條)と讀えられた橘などは少なくとも食用に適さないニッポンタチバナやダイダイを考えるべきではない。当面は柑橘全般を指しうる名と解するのが穏当であろう。
- (9) 小林(8) 前掲論文
- (10) 『大日本仏教全書』123
- (11) 東野治之「往来した品々」(『遣唐使』2007・11 岩波新書)
- (12) 三浦佑之「多遲摩毛理とくらの皇子」(『文学・語学』73 1974・10)
- (13) 『大日本古文書』五 二七五頁
- (14) 今井啓一「帰化人」1974・11 綜芸社
- (15) 平野邦雄「秦氏の研究(一)」(『史学雑誌』70(3)1961・3)、上田正昭「古代国家の実力者」(『帰化人』1965・6 中公新書)、同「古代信仰と道教」(『道教と古代の天皇制』1978・5 徳間書店)、千田稔「磐余と斑鳩」(『古代日本の歴史地理

- 学的研究』1991・11 岩波書店) 大橋信弥「息長氏と渡来文化」(『東アジアの古代文化』95 1998・5)
- (16) 川尻秋生「大生部直と印波国造」(『千葉県立中央博物館研究報告人文科学』7 (1) 2001・3)
- (17) 大和岩雄「大生神社」『日本の神々―神社と聖地』第十一卷 関東(1984・12 白水社)、谷川健一「常陸―東方の聖地」(『谷川健一著作集8「常世論」1988・12 三一書房、永藤靖「常世世界の東漸」(『文芸研究』113 2011・2)
- (18) 桑原公德「式内社調査報告」第十八卷 山陰道1 (1984・2 皇學館大学出版部)、瀬戸谷皓「日本の神々―神社と聖地」第七卷 山陰(1985・8 白水社) による。
- (19) 同じ層位からは、「延暦十六年正月廿日」と記された木簡が出土している(『木簡研究』11 1989・11)。
- (20) 西郷信綱「ヤマトタケルの物語」(『古事記研究』1973・7 未来社)
- (21) 遠藤慶太「高橋氏文注釈」(2006・3 翰林書房)
- (22) 直木孝次郎「難波の屯倉」(『難波宮と難波津の研究』1994・2 吉川弘文館)
- (23) 平野邦雄「六世紀の国家組織」(『大化前代政治過程の研究』1985・6 吉川弘文館)、直木(22) 前掲論文
- (24) 周知のように、吉士は水上交通に携わった渡来系氏族である(三浦圭一「吉士について」『中世民衆生活史の研究』1981・12 思文閣出版)。
- (25) 千田稔「アミノヒボコ伝承再考」(『古代の日本と渡来の文化』1997・4 学生社)、高寛敏「アミノヒボコと難波のヒメコソ社神」(『古代の日本と渡来の文化』1997・4 学生社)
- (26) 千田稔「アガタとミヤケ」(千田(15) 前掲論文)
- (27) 『木簡研究』33 2011・11
- (28) 景山春樹「式内社調査報告」第十二卷 東山道(1981・2 皇學館大学出版部) による。
- (29) 山尾幸久「森ノ内遺跡出土の木簡をめぐって」『木簡研究』12 1990・11
- (30) 山尾(29) 前掲論文は馬道郷の三宅連が葦浦屯倉の管理実務を職掌とした旧難波吉士に溯るのではないかとする。山尾が三宅連の前身に難波吉士を考える根拠は明らかにされていないが、三宅氏の連賜姓以前の三宅吉士が難波吉士から派生したとする奥田尚(『天日槍の伝承をめぐる二、三の問題』『兵庫史学』57 1971・10) の説に拠るか。
- (31) 新編によれば米原市近江町箕浦もしくは蒲生郡竜王町綾戸かという。大橋信弥(15) 前掲論文では前者を支持する。
- (32) 高(25) 前掲論文

- (33) 和田萃「チマタと橘」(『榎原考古学研究所論集』第七 1984・12 吉川弘文館)
- (34) 『果樹園芸大百科1 カンキツ』(2000・2 農山漁村文化協会)
- (35) 安部熊之輔「地理と気候」(『日本の蜜柑』明治農書全集第七巻果樹 1983・12 農山漁村文化協会)
- (36) 豊崎卓によれば現代においても霞ヶ浦周辺には数多くの柑橘類が見られるという。(『湖と住民』『霞ヶ浦―自然・歴史・社会―』1984・6 古今書院)
- (37) 『新編常陸国誌』
- (38) 天平十年(七三八) 駿河国正税帳(『寧楽遺文』上二二五頁)に「相模国進上橘子」とある。少なくとも相模については八世紀前半に橘の栽培されていたことが分かる。
- (39) 自生地を船泊まりに選んだということでない限り植えたものと考えられよう。
- (40) 藤岡謙二郎「河内の国府」(『大和川』1972・8 学生社)
- (41) 和田萃「氏族と古道」(『藤井寺市史』第一巻通史編一 1997 藤井寺市)
- (42) 直木(22) 前掲論文
- (43) 千田稔「国津と国府津(その1)」(『埋れた港』1974・5 学生社)、和田(41) 前掲論文の指摘による。
- (44) 千田稔「畿内周辺の内陸航路と港」(千田(43) 前掲書)
- (45) 岸俊男「古道の歴史」(『古代の日本』第5巻近畿 1970・1 角川書店)
- (46) 直木(22) 前掲論文、千田(44) 前掲論文がこの考えを踏襲する。和田(41) 前掲論文は十八年十月条について、二国の使者を迎えたのは海石榴市であり、そこから桜井市粟殿の小字「跡田」に比定される阿斗河辺館に案内したのだと解している。しかし、そのように解すると極く近接した場所に海石榴市と阿斗桑市という二つの市が立ったことになってしまう。当面阿斗を田原本町阪手に比定する岸説に従う。
- (47) 和田(41) 前掲論文によれば古代においては大阪市の上町台地の東側に湖が広がっていたという。
- (48) ただし、大阪府と奈良県の府県境付近の大和川が大阪平野に抜けようとする狭窄部の「亀の瀬」あたりにおいては近世においても舟航は難しく、この区間は陸路を進んだものと考えられる(和田(41) 前掲論文)。
- (49) 『五島編年史』上巻 1973・7 国書刊行会)
- (50) 瀬野精一郎『長崎県の歴史』1972・4 山川出版社。ただし、1998年9月刊行の『長崎県の歴史』(山川出版社)では

「五島列島の可能性はうすい」としている。

(51) 『古事記伝』、古典大系『日本書紀』、西郷『古事記注釈』、和田(33) 前掲論文、新編全集『日本書紀』

(52) 古典大系『古事記』、思想大系『古事記』、桜井満「日本武尊の世界」(『日本武尊論—焼津神社誌』1989・8 焼津神社)

新編全集『古事記』

(54) 伊雑宮の御田植祭の日に七本の鮫が沖から訪れると伝えられる矢湾は「志摩半島では船がかりに最適な場所」であるということが参考になる(谷川健一「志摩の記」谷川(17) 前掲書)。

(55) 「ふなと」は「船が入り出す船着き場の意」である(井手至「船門の神」『遊文録』説話民俗篇2004・5 和泉書院)。

(56) 南出真助によれば、淀川本流は河状係数(年間の最大流量と最小流量の比)が他の大川に比べて際立って小さく水運に適しているが、近江の関津から宇治に至るまでは「まったく通航できない峡谷地帯をなしている」という(「水運と津の発達—琵琶湖・淀川を中心として—」『王朝文学と交通』2009・5 竹林舎)

(57) 神代紀の記事については「出雲には枯山を青山にする呪法があった」(守屋俊彦「素戔嗚尊の涕泣神話」『記紀神話論考』1973・5 雄山閣)という理解や、(青山を枯山にす)(枯山を青山にす)という「神々の不思議」としての把握(三宅和朗「古代の樹木と神異」『古代の王権祭祀と自然』2008・6 吉川弘文館)もあるが、「播生」という表現は看過しえない。

(58) 松前健「須佐之男命崇拜とその神話の形成」(『日本神話の形成』1970・5 塙書房)